

近畿圏広域地方計画に対する意見募集の結果について

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域	1	我が国の特徴である地域商工会議所・学校・行政が共働し、自然崇拜の習慣といった地域らしさを活かした観光を考える必要がある。	多様な主体の協働の下に取り組む地域らしさを活かした観光については、第3部第1節(3)③、第5部第2節において記述しています。
歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域	2	宇治市も今後歴史まちづくり法を活用したプロジェクトを推進する予定があるので、第4部第1節(2)④に京都市、兵庫県篠山市の間に宇治市を追加する必要がある。	宇治市における歴史的・文化的景観や風致の保全・活用等のまちづくりについては、第4部第1節(2)①に記述しています。なお、個別具体の取組については、代表的なものを記述しています。
歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域	3	手入れの行き届いた山林・田畑等の景観の維持・向上を図るには、何らかの支援が必要である。	ご意見の趣旨については、第3部第2節(3)④において、「景観法等の活用により」と記述しています。
歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域	4	第4部第2節(2)の多様で魅力ある広域観光ルートの形成する観光資源については、「川の魅力」「河川と親しむ」「釣り」といったキーワードが必要である。	広域観光ルートの形成における観光資源については代表的な事例を記述しています。また、「河川と親しむ」こと等については、第4部第7節(3)①において記述しています。
歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域	5	「本物」というコンセプトは歴史的・文化的ストックに依存し、他圏域から見て、関西の独善性が感じられ不適切である。	「本物」とは、我が国を代表する有形無形の資源を指しており、多くの「本物」を創造・継承・蓄積してきたことが関西の特徴であると考えています。
多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域	6	新たな観光資源ともなる商業地域の景観の向上も必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、第3部第2節(3)④の記述を次のとおり修正しました。 「町家の家並み、商業地域内の観光拠点、地域の象徴的な場所・施設への眺望、手入れの行き届いた山村・田畑等の景観の維持・向上を図る。」

多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域	7	歴史的かつ経済的に東アジアとの関係が深い関西は、東アジア経済共同体構想の実現化のため、独自に地域間交流を推進し、アジア太平洋地域における関西の国際的プレゼンスを確立していく必要がある。	東アジア地域等との交流については、第3部第3節(5)、第4部第3節(2)において記述しています。なお、個別具体の取組については、代表的なものを記述しています。
多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域	8	中央新幹線や整備新幹線は財政制約下では必要はない。	整備新幹線については、国土の骨格となる高速交通機関であるとともに、移動時間を大幅に短縮し、地域開発や地域活性化等に大きな効果をもたらすものであり、政府・与党申合せ等に基づき、安定的な財源見通しの確保、収支採算性等基本条件が整えられていることを確認した上で整備を行っています。 中央新幹線については、JR東海が首都圏～中京圏間において「自己負担」を前提に手続等を進めることを表明しており、現在、全国新幹線鉄道整備法に基づく調査が進められているところであり、同法に則り、報告された調査結果を総合的に判断し、交通政策審議会の審議も経た上で、今後の手続を適切に進めていきたいと考えています。
多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域	9	大震災などへのリスク対応、東京一極集中の是正のため、国土に社会経済のダイナミズムを産み出すドイツ連邦共和国のような重都構造が望ましい。	ご意見の趣旨については、第2部第2節において記述しています。
多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域	10	関西文化学術研究都市のまちづくりが最も重要な文化首都圏プロジェクトである。	関西文化学術研究都市の推進については、第3部第3節(1)、第4部第3節(1)において記述しています。なお、文化首都圏プロジェクトにおいては、まちづくりも含め取り組むこととしており、今後、その具体化を推進することとしています。
多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域	11	第4部第1節(2)記念行事を契機とした「本物」の活用・創造について、学研都市との連携によりこれまでの歴史から新たな未来への展開を明確にするとともに、難波京との連携により海のシルクロードを通じたグローバルな交流の広がりを明確にする必要がある。	グローバルな交流の広がりについては、第4部第1節(2)②において、「平城京とゆかりのあった地域と連携した文化交流事業や国際会議の展開を図る」と記述しています。なお、個別具体の取組については、代表的なものを記述しています。

多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域	12	地域住民の視点に立って、府県界を越えた生活圏の広がりに対応した広域生活圏の整備を図る必要がある。	ご意見の主旨を踏まえ、第3部第5節(3)①の記述を次のとおり修正しました。 「・・・大都市や周辺地域と連携する府県の区域にとらわれない広域的な生活圏を形成する。」
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	13	紀淡海峡連絡自動車道の実現と新名神高速道路、京奈和自動車道を併せた関西大環状道路の構築を図る必要がある。	関西の環状道路については、第4部第5節(2)①において、記述しています。 海峡横断プロジェクトについては、国として個別のプロジェクトの事業に関する調査は今後行わないこととしたところであり、このことも踏まえ、国土形成計画全国計画(平成20年7月閣議決定)において、「長期的視点から取り組む」とされています。このため、広域地方計画において、特定の海峡横断プロジェクトについては記述しないこととしています。 なお、当該地域において、広域的な交流・連携を促進していくことは重要であることから、その主旨を第3部第2節(4)「隣接圏域との連携強化による大関西圏の実現」において記述しています。
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	14	最先端の技術だけを重視するのではなく、雇用創出や技術の一般化等、現実を見据えた研究に再編する必要がある。	ご意見の趣旨については、第4部第3節(3)において、中堅・中小企業の実践的な人材育成等について記述しています。
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	15	近畿圏には、大学等の海に関わる研究者、海洋関連産業と高次技術者の大きな集積がある。海の世界修復・再生に関する研究・技術の集積も進んでおり、この集積を活かして、海に関する研究・技術開発成果の産業化を行う必要がある。	環境分野における大学等の研究・技術開発成果の産業化については、第4部第3節(1)④において、ご意見の趣旨を含め記述しています。なお、個別具体の取組については、代表的なものを記述しています。
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	16	ベイエリアの快適性は、身近に海を感じ海の幸を享受できることであり、海の生物がベイエリアにも生息できることが重要である。 大阪湾ベイエリアに、海の恵みを享受できる物理的条件を提供することや海について指導できる人材と体験しつつ学べる施設が必要である。NPOとともに、体験学習の場づくりを行っていくことが必要である。	海の豊かな恵みを享受できる環境整備については、第4部第7節(1)④において記述しています。 体験学習の場の創出については、ご意見の趣旨を踏まえ、第4部第4節(3)③の記述を次のとおり修正しました。 「・・・臨海部において水辺の賑わいや体験学習の機会を創出する。」

アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	17	第4部第4節(1)の「快適性の高い地域」を「快適性が高く、海の豊かな恵みを感じることができる地域」に修正する必要がある。	海の豊かな恵みを楽しむことができる環境整備については、第4部第7節(1)④において記述しています。
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	18	臨海部の特性を活かした快適空間の創出において、干潟・浅場等が海の生物の再生産の場であることを記述する必要がある。	海生生物の生息環境の保全については、第4部第7節(1)④において記述しています。
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	19	第1部第3節に「(11)に財政制約に対応する広域的・効率的整備の推進」として、「広域基幹インフラの整備については、負担と受益を明確にし、広域的合意の下に広域的波及効果の高い事業・区域を優先的に整備する。」を追記する必要がある。	ご意見の趣旨については、第5部第1節において、「投資の重点化・効率化」として記述しています。
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	20	第2部第3節の「関西を拠点に密度の高い交流を展開」を「関西を拠点に多様で質の高い交流・融合を展開」と修正する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2部第3節の記述を次のとおり修正しました。 「・・・関西を拠点に多様で質の高い交流を展開・・・」
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	21	第3部第1節(1)では、関西の文化創造力の再生が必要であるため、創造都市政策や知的産業クラスター政策などにより、文化創造力の源泉となる「日本的美的感性」や「先進的革新精神」を再生する旨、記述する必要がある。	創造都市については、第4部第8節(1)において記述しています。産業クラスターについては、第3部第3節(1)において記述しています。
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	22	東アジア経済共同体構想や東アジア環境・エネルギー共同体構想の実現化のため、京都大学やけいはんな国際高等研究所など高等教育機関を活用し、高度なグローバル戦略政策を立案・推進できる人材を育成する必要がある。	高度な人材の育成については、第3部第3節(5)において記述しています。なお、個別具体的な取組については、代表的なものを記述しています。
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	23	第3部第3節(1)の「世界に通用する情報通信技術産業」を「世界に通用する情報通信システム産業」と修正する必要がある。	当該記述については、ご意見の主旨を含めて記述していません。

アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	24	関西文化学術研究都市は、関西リサーチセンターやパイロットモデル都市であり、グローバルな知的センターである必要がある。国際高等研究所やしごと館を知的活動拠点施設としてワイズ・ユースする必要がある。	関西文化学術研究都市の推進については、第3部第3節（1）、第4部第3節（1）において記述しています。なお、個別具体の取組については、代表的なものを記述しています。
アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域	25	第4部第1節（3）③に、地方分権に沿ったまちづくりを推進するため、自治体職員・議員を教育研修する地域政策大学院の設置が必要である旨、記述する必要がある。	人材の育成に係る個別具体の取組については、代表的なものを記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	26	地球環境問題についていろいろと言われているが、池や用水路等を埋め立てるのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、第3部第4節（5）①の記述を次のとおり修正しました。 「・・・運河の再生やため池の保全を推進する。」
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	27	「人と自然のつながりが深い関西」に記述のとおり、関西は都市と自然の魅力の双方を同時に享受できる恵まれた条件を有している。このような自然を残すため、民間、学校、地域、行政等が協働し、海外の事例も参考にしつつ、環境問題に取り組む必要がある。	自然環境問題の取組への多様な主体の参画については、第3部第4節（1）、（5）、第4部第6節、第7節において記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	28	琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の目的は、多様な生物が生息・生育できる水環境の再生だけではないため、「第4部第7節（1）大阪湾・琵琶湖等の水環境の再生」の記述内容を充実させる必要がある。また、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会だけではなく「琵琶湖・淀川流域圏連携交流会」等のネットワークの充実や活動の促進についても記述する必要がある。	琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の基本方針である連携の推進、水文化の継承等については、第3部第4節（4）③、第4部第7節（3）②において記述しています。琵琶湖・淀川流域圏連携交流会等の活動・促進については、第4部第7節（1）①の「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」等を活用しつつ」としてご意見の趣旨を含めているため、原案のとおりとしています。

人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	29	農山村地域では、バイオマスエネルギーの地域内循環が極めて重要な課題となっている。現行では農山村地域の資源循環システムは、大きな赤字を抱えているケースも見られ、関与する地元の主体のインセンティブが低下している。経済的に安定した資源循環を維持するには、相当量の資源の需要と供給が必要である。この点において都市と農村との有機的な連携を図ることができる。	バイオマスの活用については、第3部第4節(3)⑤、第4部第6節(3)①において記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	30	自然との共生は陸域の自然と同時に海との共生も必要であり、特に大都市周辺の沿岸域の環境再生は環境先進圏域を目指すからには避けられない。多様な自然エネルギーの活用による環境共生都市づくりが重要である。特に沿岸部で、海がもつポテンシャルとエネルギーを積極的に活用し、アジアの沿岸大都市の模範として示す必要がある。	大都市周辺の沿岸域の環境再生については、第2部第4節において記述しています。沿岸部の環境先進都市づくりについては、第4部第6節(2)①、第8節(1)④において記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	31	第2部第4節の「流域圏を一体的に捉えて」を「山から海までの流域圏を一体的に捉えて」と修正する必要がある。	当該記述は、ご意見の趣旨を含めているものであり、原案のとおりとしています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	32	第3部第4節(1)地球温暖化対策の推進に自転車の活用と自転車専用道の整備を記述する必要がある。	自転車の活用については、第3部第4節(2)①において記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	33	風の道を閉ざす巨大な建築物の影響が大きいことから、第3部第4節(2)②の「風の道を考慮した道路」を「風の道を考慮した建築物、道路」に修正する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第3部第4節(2)の記述を次のとおり修正しました。 「・・・風の道を考慮した道路、河川、広場・空地等の整備や建築物の配置、エネルギー効率・・・」

人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	34	循環型社会の構築に、下水処理過程でリンの回収・資源化を進めることを記述する必要がある。	リンの回収・資源化については、第3部第4節(3)⑤において、「廃棄物系バイオマスや未利用バイオマスの利活用を推進」と記述しています。なお、バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものであり、リンも含まれるものと考えています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	35	第3部第4節(4)の「健全な流域圏と生態系の管理」を「健全な流域圏と生態系の管理・再生」に修正する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第3部第4節(4)を次のとおり修正しました。 「健全な流域圏と生態系の管理・再生」
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	36	干潟・藻場・湿地等の大部分は埋め立て等により消失していることから、第3部第4節(4)①の「干潟・藻場・湿地等の生態系を配慮した環境整備等」を「干潟・藻場・湿地等の生態系を回復・再生する環境整備等」に修正する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第3部第4節(4)①を次のとおり修正しました。 「・・・干潟・藻場・湿地の生態系の保全・再生に向けた環境整備等・・・」
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	37	郷土種の保全に必要なことは、その生育条件を明らかにし、必要な生育環境を整えることである。その内容を現計画に記述する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第3部第4節(4)②を次のとおり修正しました。 「郷土種を保全するための外来種の防除等生育に必要な環境整備を適切に行う」
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	38	第3部第4節(5)③の里地里山等に、里海を追記する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第3部第4節(5)の記述を次のとおり修正しました。 「人の生活と密接な関わりを持つ里地里山、里海等の二次的自然環境」
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	39	環境・エネルギー技術での世界貢献で、その技術を学ぶ人材の積極的な受入れについて記述する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第3部第4節(6)①を次のとおり修正しました。 「現地の経済団体や環境関連団体等と連携しつつ、人材の受入れ等により技術を現地化させるなど」

人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	40	CO2削減と資源循環プロジェクトに、海風などの大阪湾の自然エネルギーの活用、海の気候変動緩和作用の活用を記述する必要がある。また、大阪湾においては、太陽光・風力発電の洋上施設の可能性を追求すべきである。	自然エネルギーの活用については、第3部第4節(1)④において記述しています。なお、個別具体の取組については、代表的なものを記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	41	第4部第6節(2)に、自転車の位置づけ、自転車専用道の整備について記述する必要がある。	自転車の活用については、第3部第4節(2)①において記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	42	第4部第6節(3)の適正な資源循環の推進に、レアメタルの再利用を記述する必要がある。また、第4部第6節(3)⑤の「・・・広域的な連携に支えられた持続可能な事業として推進」を「・・・広域的な連携に支えられた、大阪湾の再生に資する持続可能な事業として推進」と修正する必要がある。	資源循環に係る3Rの推進についてはレアメタルの再利用も含めて進めていくものと考えており、第3部第4節(3)①において記述しています。フェニックス計画は大阪湾の再生のみならず、廃棄物の適正処理や都市の活性化を目的とする計画であるため、原案のとおりとしています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	43	広域的な水と緑のネットワークでは、海陸の空間が一体であること、海陸の生物の関わりがあること、海陸の物質循環が行われていることが基本的に重要である。水環境の再生は、そこに棲む水生生物の生活史が完結できる環境を視野に入れる必要がある。その様な水環境が海の資源を圏域全体で享受できる環境である。	海域も含めた生態系の管理については、第3部第4節(4)①において記述しています。また、多様な生物が生息・生育できる水環境の再生については、第4部第7節(1)①、④において記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	44	第4部第7節の「瀬戸内海等の水環境を再生」を「瀬戸内海等での水生生物の生活史に配慮した水環境を再生」と修正する必要がある。また、同じく「水と緑のつながりを構築する」を「水と緑のつながりを圏域全体で構築するとともに、森・川・海のつながりを構築する」と修正する必要がある。	水生生物への配慮については、第4部第7節(1)①、④において記述しています。森・川・海のつながりについては、「水と緑のつながり」に含まれるため、原案のとおりとしています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	45	第4部第7節(1)①の「瀬田川洗堰の試行操作のほか、ワンド」を「瀬田川洗堰の試行操作のほか、内湖、ワンド」と修正する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第4部第7節(1)①の記述を次のとおり修正しました。「・・・内湖、ワンド、ヨシ原等の保全・再生・・・」

人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	46	第4部第7節(1)の大阪湾沿岸の水環境の再生に、河口の汽水域の環境改善について記述する必要がある。	河口の汽水域は大阪湾の流入河川に含まれるため、原案のとおりとしています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	47	第4部第7節(1)④の「アマモの増殖活動や干潟・藻場等の造成」を「アマモの増殖活動や海生生物のナーサリーグラウンドである干潟・藻場等の造成」と修正する必要がある。	海生生物の生息環境の保全については、第4部第7節(1)④において記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	48	第4部第7節(2)の緑のヒンターランドの保全の内容として、放置された人工林の手入れ、特に間伐等が必要であり、それらを支える活動が重要であることを記述する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第4部第7節(2)①の記述を次のとおり修正しました。 「・・・住民、NPO、企業、行政等が協働して植林、間伐等を行う・・・」 また、「京都モデルフォレスト運動」、和歌山「企業の森」等の取組を推進する旨を記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	49	大阪湾の未利用の埋め立て地を利用した、大都市周辺での海とふれあえる場の整備を進める必要がある。 また、ウォーターフロントにおける居住空間の計画的整備も必要である。	大都市周辺で海とふれあえる場の整備については、第4部第4節(3)において記述しています。また、ウォーターフロントにおける居住空間の整備については、第3部第3節(3)②において記述しています。
人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域	50	拡散型都市構造から集約型都市構造への転換は、市街化区域の適正化や開発許可の適正化等によることを記述する必要がある。	拡散型都市構造から集約型都市構造への転換については、第3部第4節(1)②において、「低炭素型社会の実現に向けて、戦略的な都市交通の構築、都市機能の適正配置の推進、中心市街地の整備・活性化により、拡散型都市構造から集約型都市構造への転換を図る。」と記述しています。なお、市街化区域の適正化や開発許可の適正化については、個別具体の判断が求められるものと考えます。

都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	51	道路より農業、漁業、医療、病院・介護施設などが必要と感じる。国土交通省が中心となって地域住民の要望を聞き、今後の対応策を考える必要がある。	農業、漁業に関することについては、第3部第5節(4)、第4部第9節に、医療、病院、介護施設に関することについては、第3部第6節、第4部第10節において、それぞれ記述しています。 地域住民の様々な意見を聞くことは今後も重要であると考えています。
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	52	大阪では、街の安心安全や不法駐輪対策、街のルール化など課題解決と街の活性化に向けて、ミナミ活性化協議会等が活動しており、第4部第8節(1)②にこれらの取組を記述する必要があります。	ご意見の趣旨を踏まえ、第4部第8節(1)②の記述を次のとおり修正しました。 「「水都大阪2009」を契機とした文化活動・まちづくり、「大阪蔵屋敷ネットワーク」による市(いち)の開催を通じたまちづくり、「ミナミ活性化協議会」による繁華街再生に向けた活動等、住民、NPO、企業、行政等による行事の開催やまちづくり活動を推進する。」
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	53	農山村地域では、地域の持続性を十分担える主体が決定的に不足しているのが実態であり、多様な主体が農村に参入することを「積極的に推進する」という明確な方向性が必要である。	持続可能な農山漁村集落等の形成については、第4部第9節(3)において記述しています。
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	54	快適で安全な都市環境や居住空間の形成に、CO2排出量削減や自然エネルギーの活用を追記する必要があります。	CO2排出量の削減や自然エネルギーの活用については、第3部第4節(1)①、②、③、④において記述しています。
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	55	農林水産業及び農山漁村の多面的機能の保持と活性化において、改変された河川環境を自然に近づけ、内水面漁業の振興を図ることを記述する必要があります。	ご意見の趣旨については、第3部第5節(4)⑤において、「農林水産業の生産性の向上」と記述しています。また、河川環境の改善については、第3部第4節(4)①において記述しています。
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	56	地域資源を活用した地域産業の形成・強化において、農山村と漁村との交流・連携による新たなサービスの開発を記述する必要があります。	ご意見の趣旨については、第4部第9節(2)①に「地域資源を活用し圏域内外との広域連携等により地域力を向上させる取組を拡大する」と記述しています。

都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	57	過疎地域等における集落の維持・再生において、各集落が孤立しないように、流域単位での連携を再構築する旨、記述する必要がある。	各集落の連携のあり方については、流域単位以外にも様々なものがあると考えられるため、第3部第5節(6)①に「複数集落単位の協力体制の構築」と記述しています。
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	58	「水の回廊」を構成する大川、土佐堀・堂島川、木津川、道頓堀川や東横堀川で、どの様にすれば川底が見える水の透明さを取り戻すことができるのか、検討が必要である。	第4部第8節(1)②の「水の回廊」は、都市の賑わいの確保・強化の点から記述しています。水質の改善については、第3部第4節(2)③において記述しています。
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	59	第4部第8節(2)①に、自転車を積極的に利用できるような整備について記述する必要がある。	自転車の活用については、第3部第4節(2)①において記述しています。
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	60	農山漁村活性化プロジェクトに、研究者や学生が滞在して地元と交流できる施設の整備、都会からの移住希望者受け入れのための支援施設の整備を追記する必要がある。また、若い人材の柔軟な視点からの発想を取り入れる仕組みをつくる必要がある。	都市住民の受入体制の強化、若者の関心の呼び込みについては、第4部第9節(1)③において記述しています。
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	61	第4部第9節(2)①に、奈良県東部中山間地域の工房街道づくりを記述する必要がある。	ご意見の主旨を踏まえ、第4部第2節(1)①の記述を次のとおり修正しました。 「京都の町家暮らし、堺の伝統工芸づくり、奈良の工房街道等、地域の暮らしに根付いた文化や・・・」
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	62	第4部第9節(2)②に、アジアの人たちとの人的交流の拡大を支援する旨、記述する必要がある。	当該記述は農山漁村資源の活用に関するものであるため、原案のとおりとしています。
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	63	第4部第9節(2)③に、カワウの被害により周辺域の内水面漁業に大きなダメージを与えていることを記述する必要がある。	当該記述におけるカワウの被害とは、カワウが湖や川の魚を食べて漁業に与える被害のことも含んでおり、原案のとおりとしています。

都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	64	第3部第5節(3)では、拠点となる都市を地方中核都市と地方中心都市に分けて、もう少し具体的に広域都市機能の役割とネットワークのあり方を述べる必要がある。	ご意見の趣旨については、第4部第8節(2)において記述しており、今後、その具体化を推進することとしています。
都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域	65	第4部第8節(2)では、拠点となる都市を地方中核都市と地方中心都市に分けて、もう少し具体的に広域都市機能の役割とネットワークのあり方を述べる必要がある。特に、南近畿地方の地方中心都市のあり方を具体的に明確にする必要がある。	ご意見の趣旨については、第4部第8節(2)において記述しており、今後、その具体化を推進することとしています。
人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域	66	ドクターヘリの活用は重要であるが、それだけではなく日常的な医療機関へのアクセス改善が限界地域の死活問題であり、地方都市を核とする地域再編と併せて、今後の複合的な対応が必要である。	日常的な医療機関へのアクセス改善については、第3部第6節(1)①、③において記述しています。
人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域	67	第4部第10節の広域医療プロジェクトに、予防医学の中心となる拠点の整備を推進する旨、記述する必要がある。	予防医学については、第4部第10節(2)③において記述しています。なお、個別具体の取組については代表的なものを記述しています。
人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域	68	第3部第6節(3)①について、自主防犯・防災組織はPTAや社会教育活動メンバーなども加えて、自警団にならないようにする必要がある。	自主防犯・防災組織については、地域ごとに様々な形態で取組がなされるものと考えています。
暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域	69	都市開発区域の整備に際し、先に住む地権者等が協力することで、現状維持の生活が継続可能となり、完成後の便益を享受できるように配慮した計画にする必要がある。	ご意見の趣旨については、第3部第5節(2)⑥において、「持続的な地域コミュニティを維持・再生するための取組を推進する」と記述しています。
暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域	70	土地区画整理事業によって、コミュニティが崩壊しないように移転や補償の方法を考える必要がある。	コミュニティの維持・再生については、第3部第5節(2)⑥において、「持続的な地域コミュニティを維持・再生するための取組を推進する」と記述しています。

暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域	71	第4部第11節の広域防災・危機管理プロジェクトに、災害時の人的被害を最小にする行動について、日常的な広報活動により正確に伝達すること、海や河川の持つ潜在的な危険性についての教育を幼年時より行うこと、この活動にNPO等を積極的に活用することを記述する必要がある。	地域における災害対処能力の向上については、第3部第7節(1)⑦に記述しています。
第7節 暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域	72	第4部第11節の広域防災・危機管理プロジェクトに、局的豪雨災害時等に対処するため、大都市の地下街の防災システムの整備を進める旨、記述する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、第3部第7節(1)②の記述を次のとおり修正しました。 「雨水貯留浸透施設の整備や森林・農地・ため池の保全等により雨水の河川への流出を抑制するとともに、地下街等の地下空間の浸水対策を推進する。」
その他	73	個別のプロジェクトに時間軸や企画立案実施主体などを明示し、きちんと評価できるようにする必要がある。	本計画の評価・見直し、プロジェクトの進捗管理については、第5部第4節において記述しています。
その他	74	小中学生への環境教育の促進・充実や一般市民へのPR促進に大きく関わっているNPO等の活動を持続できるように、資金面での支援を行う必要がある。	ご意見の趣旨については、第1部第3節(10)において、「今後とも、こうした活動の拡大を図り、参加者と受け手の双方の満足度向上につながる環境整備が求められる」と記述しています。
その他	75	第5部第2節の多様な主体の参加と協働に、「大学の活用、特に様々な活動に学生の参加を促す仕組みを構築する」を記述する必要がある。	第5部第2節における「多様な主体」にご意見の趣旨も含めて記述しています。
その他	76	「官」の情報公開と説明責任を前提条件にしないと「官」が多様な民を動員する「新たな官」になる恐れがある。	情報公開と説明責任については、重要であると認識しており、今後の計画の推進において留意しながら進めてまいります。
その他	77	第1部第3節に「(12) 地方分権改革に沿った社会資本整備」として、「地域住民の大きな影響を及ぼす計画・事業については、パブリック・インボルブメントや戦略的環境アセスメントを推進し、第三者評価委員会などを活用して、地域住民の合意を得る」と記述する必要がある。	住民等の計画への参画については、第3部第4節(5)②、第5部第2節において記述しています。

その他	78	首都圏広域地方計画の構成を参考に、近畿圏を取り巻く諸状況と地域特性を記述する必要がある。	近畿圏を取り巻く諸状況等については、第2部以降とのつながりを踏まえ、第1部において記述しています。
その他	79	第3部と第4部は、重複する記述が多いので、首都圏広域地方計画にならって合体させる必要がある。	第4部の主要プロジェクトは、第3部の戦略を踏まえ、ソフト・ハード両面の具体的な取組による広域的な効果の発現につなげるため、関西の特徴を踏まえた独自性の高い取組、新たな取組及び高い施策効果が見込まれる取組を中心に、共通の目的で施策や事業等を括ることができるものをまとめたものです。
その他	80	主要プロジェクトに、第3部の記述を踏まえ、次の4つを追加する必要がある。 1. 「職住近接の都心居住プロジェクト」 2. 「道路空間の魅力向上プロジェクト」 3. 「都市環境・居住空間プロジェクト」 4. 「既成住宅市街地再構築プロジェクト」	主要プロジェクトは、第3部の戦略を踏まえ、ソフト・ハード両面の具体的な取組による広域的な効果の発現につなげるため、関西の特徴を踏まえた独自性の高い取組、新たな取組及び高い施策効果が見込まれる取組を中心に、共通の目的で施策や事業等を括ることができるものをまとめたものです。
その他	81	第1部第1節関西の地域構造の内容を、将来展望を考慮しながら記述する必要がある。	本計画の第1部では、第1節及び第2節で関西の現状・特徴を記述し、第3節において第2部以降の関西の将来展望を考慮した記述としています。